

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法施行令	金商法施行令

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>リース事業者ではないが、物件の管理等を業としておりリース物件の管理に参加する者等も、金商法施行令第1条の3の2第2号口に該当すると解すべきだと思う。</p>	<p>今般の改正は、複数のリース事業者が共同して行う協調リースに関する出資持分について、集団投資スキーム持分の適用除外要件に該当するものを明確化するものです。</p> <p>御意見にあるような「リース事業者ではないが、物件の管理等を業としておりリース物件の管理に参加する者等」が金商法施行令第1条の3の2第2号口に該当するか否かは、同号口の規定に基づき個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>